

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(1)項、(4)項、(12)項イ及び(15)項に掲げる防火対象物で、物品庫等（小規模な倉庫室形態のものを除く。）として供される部分
- (3) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、前(1)又は(2)の用途に供する部分

2 安全対策基準

(1) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画の設置

- (ア) 倉庫は、原則として床面積1,500㎡以内ごとに防火区画を設ける。
- (イ) エレベーターや荷物搬送用昇降路等の堅穴区画は、他の部分と防火区画をする。
- (ウ) 防火区画は、耐火構造の壁・床で設けることを原則とし、防火戸・防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定する。
- (エ) 倉庫に附属する事務室・湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設ける。

イ 可燃物の集積・防火戸の管理等

- (ア) 可燃物は、防火戸・防火シャッターからおおむね1m以上離して集積する。
- (イ) 防火区画（面積区画）を構成する防火シャッターで、使用勝手やむを得ず防火シャッターを多用する場合は、延焼拡大の抑制のためシャッター冷却用としてドレンチャー設備を配慮する。
- (ウ) 防火シャッターで区画される部分の床には色分け明示を行う。
- (エ) 防火戸・防火シャッターは、作業のために必要がある場合を除き、閉鎖すること。

ウ 作業床等の設置に係る措置

火災時における荷崩れ防止を図るため、作業床・棚等は、不燃材料等による構造を確保する。

(2) 初期消火対策

ア 消火器の増強・設置場所

- (ア) 消火器は容易に消火活動ができる場所にも設置する。
- (イ) 作業床等に設置する消火器は、一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるよう設置する。

イ 屋内消火栓設備の設置場所等

- (ア) 屋内消火栓箱の設置場所に配慮する。
- (イ) 作業床等には、屋内消火栓箱を設置するかホースを増強する等の設置を講ずる。

ウ スプリンクラー設備等の設置

- (ア) ラック式やラック形態で天井高が10mを超える大規模な倉庫であっても、(14)項の防火対象物に該当しない場合には、スプリンクラー設備が義務付けられないが、これら集積能力が高く初期消火の困難な場所を有する倉庫形態については、スプリンクラー設備等を設置すること。
- (イ) 冷凍倉庫等に関するスプリンクラー設備の免除規定等については、第11ラック式倉庫の防火安全対策 3.(11).ウを参照すること。

(3) 消火活動対策

ア 排煙上有効な開口部の設置

倉庫は排煙設備が設置されない場合が多いため、当該部分の床面積が1,000㎡以上の倉庫については、消火活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置する。
この場合、開口部面積はその階の床面積の1/200以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置する。

イ 非常用出入口の設置

非常用出入口は、2面以上の外壁に設置する。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



ウ 進入経路の確保

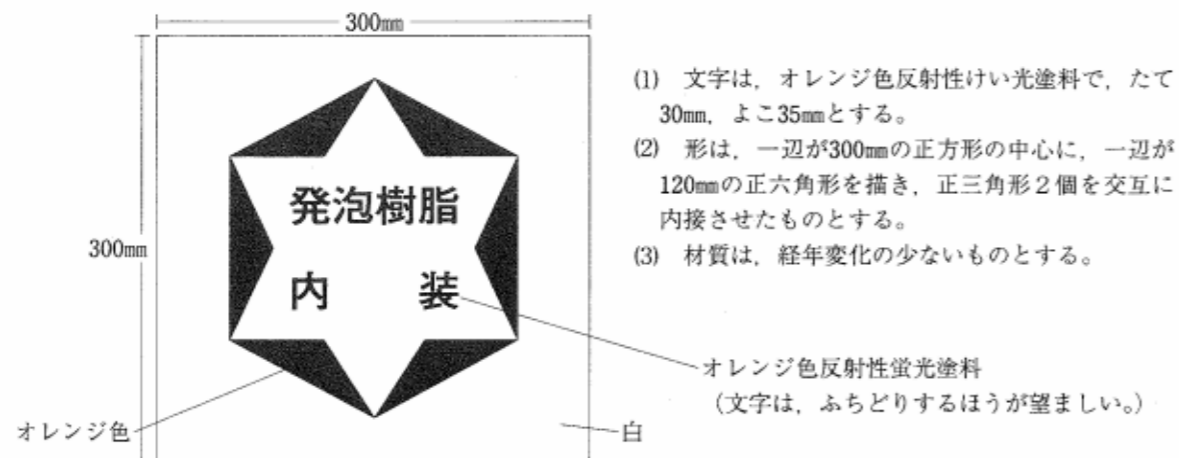
- (ア) 外壁に設けるシャッターは、努めて水圧開放シャッターとする。
- (イ) 荷物積み卸しのためのキャノピーは、はしご車の架梯を考慮して配置する。
- (ウ) 出入口等が施錠管理された倉庫については、マスターキー等の存在を明確にする。

エ 連結散水設備の設置

合成樹脂類を多量に集積する倉庫については、連結散水設備を設置する。

オ 内装表示マークの掲出

発泡ウレタンフォーム等を可燃性断熱材として壁・天井に使用している定温倉庫、冷凍倉庫等については、「冷凍倉庫等に対する内装表示マークの掲出に関する指導要綱の制定について」（昭和54年2月17日消予査発第282号消防局長通知）により、各出入口の内部進入に際し見やすい場所で扉等によって視認が妨げられない場所に内装表示マーク（第10-1図）を掲出させる。



第10-1図

カ 内装材の延焼拡大防止

上記オのような内装材を使用する場合は、一定間隔で不燃性の延焼防止材（ファイヤーストップ、不燃コート等）を設けるなど、火災時の延焼拡大防止を図るよう指導する。

